

警察官けん銃使用及び取扱いに関する訓令

平成13年12月20日

本部訓令第27号

〔沿革〕 平成14年10月本部訓令第28号 平成21年4月本部訓令第10号
平成24年4月本部訓令第6号 平成24年12月本部訓令第24号
平成28年3月本部訓令第7号

警察官けん銃使用及び取扱いに関する訓令を次のように定める。

警察官けん銃使用及び取扱いに関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、警察官等けん銃使用及び取扱い規範（昭和37年国家公安委員会規則第7号。以下「けん銃規範」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(あらかじめけん銃を取り出しておく場合の注意)

第2条 けん銃規範第4条第1項の規定によりあらかじめけん銃を取り出しておく場合は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 銃口は、地面又は上空に向けておくこと。

(2) 回転式けん銃にあっては撃鉄を起こさないこと。

(3) 自動式けん銃にあっては薬室にたまを装てんしないこと。ただし、所属長が特に指示したときは、この限りでない。

(4) 用心がねの中に指を入れないこと。

(けん銃を構えることができる場合の注意)

第3条 相手に向かってけん銃を構える場合は、けん銃規範第5条第2項に掲げられた状況とけん銃を構えることによって相手に与える畏怖の程度を勘案した上で、腰に構える、体の前に構えるなどの適切な構え方をしなければならない。

(役割分担)

第4条 けん銃規範第9条第2項に規定するけん銃の使用に係る適切な役割分担を決めるに当たっては、階級、けん銃使用の判断能力、射撃能力、現場経験、防弾チョッキ等の着装の有無等を勘案して任務を分担又は指示するものとする。

(報告)

第5条 警察官は、けん銃規範第10条第1項本文に規定する場合のほか、けん銃規範第5条によりけん銃を構えたときは、速やかに必要事項を所属長に報告するものとし、報告を受けた所属長は、本部長に報告するものとする。

2 所属長は、前項及びけん銃規範第10条第3項の規定により本部長に報告する場合は、警務部監察官室長（以下「監察官室長」という。）及び関係課長に併せて通報するものとする。

(制服着用時においてけん銃の携帯を要しない場合)

第6条 けん銃規範第11条第1項第9号の規定によりけん銃の携帯を要しないときは、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 通常の場合において、警察車両（警ら用無線自動車を除く。）の運転に専従するとき。

(2) 傷病、その他特別な理由により、けん銃を携帯することが不相当であると所属長が認めたとき。

(たまの装てん等)

第7条 けん銃規範第13条の規定によるたまの装てん又は充てんは、けん銃規範第17条に規定する管理責任者の指定する場所において行わなければならない。

2 回転式拳銃におけるたまの装てん及び自動式拳銃におけるたまの充てん又はたまを充てんした弾倉を弾倉室に挿入する場合は、原則として幹部の指揮の下に行い、盲発その他事故の防止に努めなければならない。

3 前各項の場合において、自動式けん銃にあっては直ちに安全装置を施しておかななければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、たまの抜き出しの場合に準用する。

(予備たまの携行)

第8条 所属長は、次の各号の一に該当する場合において必要があると認めるときは、予備たまとし

て、備蓄用弾薬の中からたまを貸与して携行させることができる。

(1) 他所属に応援又は派遣を命ずるとき。

(2) 凶悪な犯罪の捜査等に長期間継続して従事させるとき。

(3) その他治安情勢等により予備たまの携行を必要とする勤務を命ずるとき。

(訓練)

第9条 けん銃規範第15条に規定するけん銃訓練は、けん銃訓練要綱の一部改正について（平成22年11月26日付け警察庁丙人発第432号）に基づき、本部長が別に定めるところにより行うものとする。

(訓練責任者及び管理責任者)

第10条 けん銃規範第16条第1項に規定する訓練責任者及びけん銃規範第17条第1項に規定する管理責任者は、所属長とする。ただし、所属長が警察官以外の場合は、当該所属の最上位の階級又は職にある警察官とする。

(取扱い責任者)

第11条 けん銃規範第18条第1項に規定する取扱い責任者は、次長とする。ただし、次長が警察官以外又は管理責任者の場合は、管理責任者に指定されていない警察官の中から、前条ただし書の例に準じて指定するものとする。

2 管理責任者が必要と認める場合は、複数の者を取扱い責任者に指定することができる。

なお、県本部の当直時間にあつては、当直長とする。

3 次の各号に掲げる者をけん銃規範第18条第4項に規定する取扱い責任者の代理者に指定することができる。

(1) 課にあつては、庶務係長若しくは庶務主任又は当番勤務員の上級者（同一階級の者が2人以上のときは、その先任者）とする。ただし、庶務係長若しくは、庶務主任が警察官以外の場合は、取扱い責任者に指定されていない警察官の中から、指定するものとする。

(2) 県本部の当直時間にあつては、当直主任とする。

(3) 署（署の地域課を除く。）にあつては、警務課長又は警務係長、当直時間は当直主任とする。

(4) 署の地域課にあつては、地域課長又は地域課課長代理若しくは地域係長とし、当直時間は前号の例による。

4 管理責任者が必要と認める場合は、取扱い責任者の補助者を指定することができる。ただし、原則として、所属の巡査部長以上の階級にある警察官の中から、指定するものとする。

なお、県本部の当直時間にあつては、警察官の当直勤務員とする。

(けん銃等の保管等)

第12条 警察官のけん銃等の保管は、けん銃規範第19条第1項本文に規定する場合を除き、次の各号に掲げる方法により取扱い責任者が一括して保管するものとする。

(1) 課に勤務する警察官のけん銃等にあつては、その課の取扱い責任者が一括して保管する。ただし、分駐施設等に勤務する警察官のけん銃等で、管理責任者が一括保管を必要と認めるものについては、指定された取扱い責任者がそれぞれ一括保管する。

(2) 署及び交番（取扱い責任者を指定する幹部交番の管轄区域内にあるものを除く。）に勤務する警察官のけん銃等にあつては署の取扱い責任者が、管理責任者が一括保管を必要と認める幹部交番に勤務する警察官のけん銃等にあつてはその幹部交番の取扱い責任者が、それぞれ一括して保管する。

2 取扱い責任者が、他の都道府県警察及び他の所属から、けん銃等の保管を依頼されたときは、けん銃規範第18条第3項の規定を準用する。

3 取扱い責任者が、駐在所勤務員からけん銃等の保管を依頼されたときは、けん銃規範第18条第3項の規定を準用する。

4 けん銃を保管するときは、回転式けん銃にあつてはたまを抜き出し、自動式けん銃にあつては弾倉を抜き出して行う。この場合において、たま（自動式けん銃にあつては、たまを充てんした弾倉）は、保管用たま入れに納め、けん銃とともに保管しなければならない。

(貸与事務担当課長)

第13条 けん銃規範第22条に規定するけん銃等の貸与事務担当課の長は、総務部装備課長（以下「装備課長」という。）とする。

(けん銃等の亡失損傷等の報告)

第14条 所属長は、けん銃規範第23条第1項の規定により本部長に報告する場合は、装備課長及び監察官室長並びに関係課長に併せて通報するものとする。

(その他)

第15条 けん銃等の保管、貸与及び返納、手入れ、修理等に関する事項については、けん銃規範及びこの訓令に定めるもののほか、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(警察官けん銃警棒等使用および取扱い規範の施行に関する訓令の廃止)

2 警察官けん銃警棒等使用および取扱い規範の施行に関する訓令(昭和37年本部訓令第15号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この訓令の施行に際し、けん銃の使用に関する報告事項については、当分の間この訓令を優先するものとする。